

東洋学園大学学則

目 次

第1章	総則	2
第2章	大学等の組織、学生定員及び修業年限	2
第3章	学年、学期及び休業日	4
第4章	入学、編入学、休学、復学、再入学、転入学、転部及び転科	4
第5章	退学、転学、除籍及び復籍	7
第6章	教育課程及び履修方法等	7
第7章	卒業等	8
第8章	外国人留学生及び帰国学生	9
第9章	科目等履修生及び特別聴講学生	10
第10章	検定料、入学金、授業料その他の納付金	11
第11章	職員及び事務組織	11
第12章	教授会	12
第13章	賞罰	13
第14章	図書館	14
第15章	附属施設	14
第16章	国際交流センター	14
第17章	教養デザイン学際カレッジ	14
第18章	課外及び自治活動の指導	14
第19章	課外講座	15
第20章	保健及び厚生	15
第21章	学則の変更	15
附 則		15
別 表1		21
別 表2		32

第1章 総則

(目的)

第1条 東洋学園大学は、学校教育法に基づき、専門の学芸の研究教育を行い、高い理想のもとに深い教養と正しい判断力を身につけ、広い視野と、国際的な識見を備えた有能な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の教育目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

第2章 大学等の組織、学生定員及び修業年限

(大学等の組織)

第3条 本学は、学部及び大学院から成る。大学院学則については、別に定める。

2 本学学部には、グローバル・コミュニケーション学部、人間科学部及び現代経営学部の3学部を置く。

グローバル・コミュニケーション学部はグローバル・コミュニケーション学科、人間科学部に人間科学科、現代経営学部に現代経営学科の各学科を置く。

3 グローバル・コミュニケーション学部は、様々な社会事象を正確に判断し、自己の考えを的確に発信することができるコミュニケーション能力と英語による情報や相手の意向などを理解し、自分の考えなどを表現することができるコミュニケーション能力を身に付けた人材を広く社会に輩出することにより、グローバル社会の発展と向上に貢献する人材の育成を目的とする。

(1) グローバル・コミュニケーション学科は、自国や諸外国の地域や文化、社会に関する知識の理解を深めるとともに、現代社会における重要な主題や現代社会が直面する諸課題に関する知識及び社会事情について総合的に理解することにより、実際に生起する社会事象を正確に判断し、自己の考えを的確に発信することができる現代教養人としてのコミュニケーション能力を有して、ビジネスや文化交流、社会活動、地域貢献などの幅広い分野で中核的な役割を担うことができる人材の養成を目指す。

4 人間科学部人間科学科は、人間に関わる諸問題を深く多角的に理解すること

により、人のところとからだの健康の維持・増進・改善等に参与し、充実した幸せな暮らしの実現に寄与することのできる能力、および社会の様々な場面における人間関係を調整する能力を修得し、豊かで実りある人と人とのつながりの実現に貢献することのできる人材の育成を目指す。

- 5 現代経営学部現代経営学科は、変貌を遂げる社会的環境の中で、多様化、高度化、複雑化、国際化する現代的な経営課題を的確に認識し、現代的な視点から問題解決ができる基礎的な知識や能力に加えて、21世紀の現代の社会人に求められている幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

(学生定員)

第4条 本学学部及び学科の学生定員は次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	総定員
グローバル・コミュニケーション学部		
グローバル・コミュニケーション学科	150名	600名
人間科学部		
人間科学科	200名	800名
現代経営学部		
現代経営学科	245名	980名
合計	595名	2,380名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学学部の修業年限は4年とする。

- 2 在学年限は8年を超えることができない。
- 3 編入学、転入学の場合にあつては、学長が定める在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えることができない。
- 4 再入学、復籍、転部又は転科の場合にあつては、退学、除籍、転部又は転科前の在学年数と通算して8年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 本学1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。学年を、春学期、秋学期の2期に分け、春学期を4月1日より9月15日までとし、秋学期を9月16日より翌年3月31日までとする。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 創立記念日 5月1日
 - (4) 春季休業日 3月16日より3月31日迄
 - (5) 夏季休業日 8月1日より9月15日迄
 - (6) 冬季休業日 12月21日より翌年1月7日まで
- 2 必要のある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、休学、復学、再入学、転入学、転部及び転科

(入学の時期)

第9条 入学の時期は毎学年の始めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学の資格)

第10条 本学学部の入学資格者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定

した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（編入学）

第11条 次の各号の一に該当する者で、本学学部への編入学を志望する者があるときは、選考の上入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上）を満たすものを修了した者（但し、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）
 - (5) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
 - (7) 本学において、個別の入学資格審査により認められた者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 前項の規定により認定換算することができる単位数は62単位を上限とする。
- 4 編入学に関する細則は別に定める。

（入学の出願）

第12条 入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第15条 学生は入学時、保証人を本学に届出なければならない。

保証人は、保証する学生の身上について一切の責任を負う。

2 保証人の資格その他については別に定める。

(休学)

第16条 病気その他の理由で、引続き2ヵ月以上出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることができる。

3 学長は、教育上有益と認められた者については、休学することなく、外国の大学又は短期大学等に留学することを許可することができる。なお、当該留学期間に係る在学年数の取り扱いについては、別に定める。

(休学の期間)

第17条 休学期間は、第5条の在学年数に算入しない。

2 休学の期間は、春学期末又は秋学期末を終期とし、連続して2年を超えることは出来ない。

3 休学の期間は、通算で4年を超えることは出来ない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は原則として期の始めとする。

(再入学及び転入学)

第19条 再入学、もしくは他の大学から転入学を志望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転部及び転科)

第20条 他学部、もしくは他学科への転部又は転科を志望する者があるときは、当該転部又は転科に係る学部の教授会の議を経てこれを許可することがある。

2 前項の規定により転部又は転科を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、転部又は転科先の学部の教授会の議を経て学長が決定する。

第5章 退学、転学、除籍及び復籍

(退学及び転学)

第21条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は学長が学部教授会の議を経てこれを除籍する。

(1) 第5条に規定した在学年限を超える者

(2) 休学の期間が連続して2年を超え、なお修学できない者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 授業料その他納付金を所定の期日までに納めず、督促してもなお納付しない者

2 前項(4)号により除籍された者が復籍を願い出るときは、選考の上、相当年次に復籍することができる。

3 前項の規定により復籍を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第23条 本学学部に設置する授業科目の種類、単位数等は別表1のとおりとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に定める授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を要する内容をもって1単位とすることを標準として、次の基準により単位計算するものとする。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目についてはこれらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(単位の授与及び学習の評価)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。学習評価の基準は、A、B、C、Dの4段階とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。成績審査の方法は、教授会の議を経て学長が定める。

第7章 卒業等

(卒業の要件)

第26条 学部学生は卒業のため、在学中に別表1の定めに従って、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科、人間科学部人間科学科並びに現代経営学部現代経営学科において124単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定に加え、GPA (Grade Point Average) が、2.0以上なければならない。

3 外国人留学生、帰国学生の卒業の要件については別に定める。

4 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第23条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得した単位とみなし、第26条に規定する卒業に必要な単位数に含めることができる。

2 前項の規定は、学部学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 28 条 本学は、教授会の議を経て学長が教育上有益と認めるときは、学部学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位数を与え、第 26 条に規定する卒業に必要な単位数に含めることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 29 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学部学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 27 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(卒業)

第 30 条 学部学生が 4 年以上在学し、第 26 条により所定の要件を満たしたとき、学長は教授会の議を経て卒業を認定し、学位記を授与する。

2 卒業の時期に関する規程は別に定める。

(学位)

第 31 条 前条により、本学グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の卒業を認められた者には、学士（グローバル・コミュニケーション学）の学位を授与する。

2 人間科学部人間科学科の卒業を認められた者には、学士（心理学）の学位を授与する。

3 現代経営学部現代経営学科の卒業を認められた者には、学士（経営学）の学位を授与する。

(外国人留学生)

第 32 条 外国人が、大学教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の本学学部への入学に関しては第 10 条から第 15 条の規定を適用する。

3 外国人留学生には本学則その他本学の定める諸規程を準用する。

4 その他外国人留学生に関する規程は別に定める。

(帰国学生)

第 33 条 外国において、相当の期間、中等教育（国内の中学校又は高等学校に対応する学校における教育）を受けた日本国籍を有する者が、本学学部に入學を志願するときは、選考の上帰国学生として入学を許可することができる。

2 帰国学生の本学学部への入学に関しては第 10 条から第 15 条の規定を適用する。

3 帰国学生には本学則その他本学の定める諸規程を準用する。

4 その他帰国学生に関する規程は別に定める。

第 9 章 科目等履修生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第 34 条 第 10 条に規定する資格を有する者で、本学学部の特定授業科目につき履修しようとする者があるときは、その授業及び研究を妨げない限り、学長は教授会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生には、本学学則第 25 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第 35 条 他の大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 前項の規定は、大学又は短期大学以外の教育施設等との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。

3 第 1 項の規定は、外国の大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学

との協議により、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。

4 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

第10章 検定料、入学金、授業料その他の納付金

(検定料等の金額)

第36条 検定料、入学金、授業料その他の納付金については別表2のとおりとする。

2 入学金、授業料その他の納付金は所定の期日までに納めなければならない。

(休学及び退学等の場合の授業料等)

第37条 休学期間の授業料は半額とし、維持費、施設設備費は徴収しない。但し、休学した日及び復学した日に属する期分の授業料その他の納付金は全額を徴収する。

2 前項但書にかかわらず、休学した日に属する期分の授業料その他の納付金を徴収する場合において、休学した日が学期の開始日であるときは、前項本文の規定を適用する。

3 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料その他の納付金は徴収する。

4 停学期間中の授業料その他の納付金は徴収する。

(納付金の取扱)

第38条 既に納めた入学金、授業料その他の納付金はいかなる場合も返却しない。但し、入学時の授業料等納付金については別に定める。

第11章 職員及び事務組織

(職員組織)

第39条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(学長の職務)

第40条 学長は、本学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する。

2 学長は、必要に応じ、その職務を補佐する者、若干名を委嘱することができる。

(副学長の職務)

第 41 条 副学長は、学長の職務を助け、又、学長の命を受けた職務を行う。

(教員の職務)

第 42 条 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

2 准教授、講師、助教は、教授に準ずる職務に従事する。

3 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(職員の任用)

第 43 条 職員の任用は、学校法人の人事規程によって行う。

(事務組織)

第 44 条 事務の組織及び業務については別に定める。

第 12 章 教授会

(教授会の構成)

第 45 条 本学学部に次の教授会を置く。教授会は学部長、教授、准教授、講師により構成される。

(1) グローバル・コミュニケーション学部教授会

(2) 人間科学部教授会

(3) 現代経営学部教授会

2 前項第 3 号に定める教授会は、当該学部の学部長、教授、准教授、講師並びに本学大学院現代経営研究科の研究科長、専攻長、教授、准教授、講師により構成される。

(議長)

第 46 条 教授会は学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、学部長は代理を指名する。

(開会の条件)

第 47 条 教授会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第 48 条 教授会の決議は、出席者の過半数の同意による。賛否同数のときは議長の裁決による。

(教授会の招集請求)

第 49 条 学部長は、構成員の三分の二以上から附議すべき事項を示して教授会の招集

を請求された場合、2週間以内にこれを招集しなければならない。

(審議事項)

第50条 教授会は学長が定める次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 授業科目の編成、変更及び実施に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、休学、転学、除籍、転部、転科、留学及び卒業に関する事項
- (3) 学位の授与に関する事項
- (4) 学生の訓育指導及び賞罰に関する事項
- (5) 教員の選考に関する事項

2 教授会は、学長及び学部長（以下、「学長等」）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第5号及び教員の人事に関する審議は、学部長及び教授である会員のみで行う。

(理事会との関連事項)

第51条 教授会の決議中、理事会所管事項に関連あるものについては、理事会の承認を要する。

(その他の事項)

第52条 学部長は必要と認めたときは、事務職員その他の者を教授会に列席させることができる。この列席者は議決権を持たない。

第13章 賞罰

(表彰)

第53条 人物学業ともに優秀で他の学生の模範となる者に対して、学長は教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(罰則)

第54条 本学の規則もしくは命令に従わず、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、学長は教授会の議を経て、これを懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められた者

- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反し、本学に在学させることが適当でないと認められた者
- 4 懲戒等に関する事項は、別に定める。
- 5 試験等における不正行為に関する事項は、別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第55条 本学に附属図書館を置く。図書館の規程は別に定める。

第15章 附属施設

(附属施設)

第56条 本学は一般的施設のほかにメディアセンターを置く。メディアセンターの規程は別に定める。

第16章 国際交流センター

(国際交流センター)

第57条 本学に国際交流センターを置く。国際交流センターの規程は別に定める。

第17章 教養デザイン学際カレッジ

(教養デザイン)

第58条 本学に教養デザイン学際カレッジを置く。教養デザイン学際カレッジの規程は別に定める。

第18章 課外及び自治活動の指導

(学生指導)

第 59 条 学生の課外活動及び自治活動の指導は別に定める規程による。

第 19 章 課外講座

(課外講座)

第 60 条 本学は、課外講座、公開講座又は講習会等を開催することがある。

第 20 章 保健及び厚生

(保健)

第 61 条 本学は学生に対し定期検診を行う。

2 保健室を設置し、校医を囑託する。

(学生寮)

第 62 条 本学に学生寮を置く。学生寮に関する規則は別に定める。

第 21 章 学則の変更

(学則の変更)

第 63 条 本学則の変更は、本学教授会の議を経て理事会が行う。

附則 1 この学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 この学則は平成 5 年 4 月 1 日から改定施行する。

(2) この改定実施後の第 3 5 条の学納金（別表 2）は平成 4 年度の入学生にはこれを適用せず、従前の規定を適用するものとする。

附則 3 この学則は平成 5 年 9 月 1 5 日から改定施行する。

附則 4 この学則は平成 9 年 4 月 1 日から改定施行する。

(2) この改定実施後の第 2 2 条の規定は、原則として平成 9 年度の入学者から適用する。

- (3) この改定により廃止した授業科目は平成8年度以前の入学者には、原則として平成10年度からこれを適用することとし、平成9年度は従前の規定を適用する。
- (4) この改定により新設した授業科目は、平成8年度以前の入学者に遡って適用する。
- (5) この改定実施後の第23条の規定は、平成8年度以前の入学者に遡って適用する。但し、修得済の単位数についてはこの限りでない。

附則5 この学則は平成12年4月1日から改定施行する。

附則6 この学則は平成13年4月1日から改定施行する。

附則7 この学則は平成14年4月1日から改定施行する。

附則8 この学則は平成15年4月1日から改定施行する。

附則9 この学則は平成16年4月1日から改定施行する。

- (2) 人文学部英米言語学科、英米地域研究学科及びコミュニケーション学科は、改定実施後の第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学部の学科に在学する者が当該学部の学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (3) 第4条に規定する学生定員は、平成18年度までの間は次のとおりとする。

学部学科名	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	入学定員	編入学定員(第3年次)	総定員	入学定員	編入学定員(第3年次)	総定員	入学定員	編入学定員(第3年次)	総定員
人文学部									
国際コミュニケーション学科	270	0	270	270	0	540	270	60	870
人間科学科	150	20	370	150	20	540	150	20	590
現代経営学部									
現代経営学科	215	35	600	215	35	850	215	35	890

学部学科名	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	入学定員	編入学定員(第3年次)	総定員	入学定員	編入学定員(第3年次)	総定員	入学定員	編入学定員(第3年次)	総定員
人文学部									
英米言語学科	0	20	370	0	20	260	0	0	130
英米地域研究学科	0	20	370	0	20	260	0	0	130
コミュニケーション学科	0	20	340	0	20	240	0	0	120

- (4) この学則は平成16年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則を適用するものとする。

附則10 この学則は平成17年4月1日から改定施行する。

- (2) この学則は平成17年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則を適用するものとする。

附則11 この学則は平成18年4月1日から改定施行する。

- (2) この学則は平成18年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則を適用するものとする。

附則12 この学則は平成18年11月1日から改定施行する。

- (2) この学則は平成19年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則を適用するものとする。

- 附則 13 この学則は、平成 18 年 12 月 31 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 19 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 14 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 19 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 15 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 20 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 16 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 21 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 17 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 22 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 18 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 23 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 19 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 24 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 20 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 25 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 21 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 26 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 22 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 27 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。ただし、改正後の第 25 条、第 28 条、第 42 条、第 51 条、第 63 条については現に在学する学生にも適用する。
- 附則 23 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 28 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

- 附則 24 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 29 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 25 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 30 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。ただし、改正後の第 7 条、第 17 条第 2 項については現に在学する学生にも適用する。
- 附則 26 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は平成 31 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 27 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は令和 2 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 28 この学則は、令和 2 年 7 月 1 日から改定施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) この学則は令和 2 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。ただし、改正後の第 23 条第 2 項第 26 条第 4 項については現に在学する学生にも適用する。
- 附則 29 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は令和 3 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 30 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は令和 4 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 31 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は令和 5 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。
- 附則 32 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は令和 6 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。ただし、改正後の第 55 条第 4 項第 5 項については現に在学する学生にも適用する。
- 附則 33 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- (2) この学則は令和 7 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

(3) 令和7年度における学生定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする

学部学科名	入学定員	総定員
グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科	110名	460名
グローバル・コミュニケーション学部 英語コミュニケーション学科	100名	430名
人間科学部 人間科学科	200名	820名
現代経営学部 現代経営学科	245名	985名
合計	655名	2,695名

附則34 この学則は、令和7年4月1日から改定施行する。

(2) この学則は令和6年度までの入学者に係る授業科目及び単位数は、変更後の別表1の規定にかかわらず、従前の学則を適用するものとする。

附則35 この学則は、令和8年4月1日から改定施行する。

(2) この学則は令和8年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則を適用するものとする。

(3) 令和8年度から令和10年度における学生定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部学科名	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科	150名	480名	150名	520名	150名	560名
グローバル・コミュニケーション学部 英語コミュニケーション学科	—	300名	—	200名	—	100名
人間科学部 人間科学科	200名	800名	200名	800名	200名	800名
現代経営学部 現代経営学科	245名	980名	245名	980名	245名	980名
合計	595名	2,560名	595名	2,500名	595名	2,440名

附則36 この学則は、令和8年4月1日から改定施行する。

(2) この学則は令和7年度までの入学者に係る授業科目及び単位数は、変更後の

別表 1 の規定にかかわらず、従前の学則を適用するものとする。

別表1. 授業科目・単位数

a) 基本教育科目 (グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科)

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件	
グローバル・コミュニケーション学科	教養演習科目	教養基礎演習	1	1		基本教育科目は、以下の要件を満たしたうえで合計36単位以上を修得しなければならない。 ①教養演習科目は、必修科目1単位を修得しなければならない。 ②表現伝達科目は、必修科目17単位、「Pre-ALPS」「中国語A」「ハングルA」から1科目1単位、「中国語B」「中国語会話」「グローバル・コミュニケーション言語I (中国語)」「ハングルB」「ハングル会話」「グローバル・コミュニケーション言語I (ハングル)」「ALPS1」「英語会話」「グローバル・コミュニケーション言語I (英語)」「情報処理応用A」「情報処理応用B」「リサーチデザインII」「データ・プレゼンテーション技法」「メディア・コンテンツ制作技法」「データ・サイエンス技法」「統計分析技法」から3単位を含め、合計21単位以上を修得しなければならない。	
		Progressive English 1A	1	1			
	Progressive English 1B	1	1				
	Progressive English 2A	1	1				
	英語表現科目	資格英語 I A	2	2			
		資格英語 I B	2	2			
		資格英語 II A	2	2			
		資格英語 II B	2	2			
		Pre-ALPS 注1)	1		1		
		ALPS I 注1)	1		1		
		英語会話	1		1		
		グローバル・コミュニケーション言語 I (英語)	1		1		
		グローバル・コミュニケーション言語 II (英語)	1		1		
		ALPS II A 注1)	1		1		
		ALPS II B 注1)	1		1		
		ALPS III A 注1)	1		1		
		ALPS III B 注1)	1		1		
		表現伝達科目	フランス語A	1			1
			フランス語B	1			1
			中国語A	1			1
			中国語B	1			1
	ハングルA		1		1		
	ハングルB		1		1		
	スペイン語A		1		1		
	スペイン語B		1		1		
	日本語A 注2)		1		1		
	日本語B 注2)		1		1		
	フランス語会話		1		1		
	中国語会話		1		1		
	ハングル会話		1		1		
	スペイン語会話		1		1		
	初習外国語科目	グローバル・コミュニケーション言語 I (中国語)	2		2		
		グローバル・コミュニケーション言語 I (ハングル)	2		2		
		グローバル・コミュニケーション言語 II (中国語)	2		2		
		グローバル・コミュニケーション言語 II (ハングル)	2		2		
		日本語表現科目	日本語表現法	1	1		
			日本語表現技法	1			1
			論文作成基礎	1			1
		情報処理科目	情報処理基礎A	1	1		
			情報処理基礎B	1	1		
			リサーチ・デザイン I A	1	1		
リサーチ・デザイン I B	1		1				
情報処理応用A	1			1			
情報処理応用B	1			1			
リサーチ・デザイン II	1			1			
データ・プレゼンテーション技法	1			1			
メディア・コンテンツ技法	1			1			
データサイエンス技法	1			1			
統計分析技法	1		1				

注 1) 「Pre-ALPS」「ALPS 1」「ALPS II A」「ALPS II B」「ALPS III A」「ALPS III B」の履修対象者は、選抜された学生に限る

注 2) 「日本語A」「日本語B」の履修対象者は、留学生・帰国学生に限る。

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件		
グローバル・コミュニケーション学	基本教育科目	人間理解	哲学	2		2	③教養基礎科目は、必修科目10単位以上を修得しなければならない。	
			心理学	2		2		
			宗教学	2		2		
			保健学	2		2		
			スポーツ1	1		1		
			スポーツ2	1		1		
		スポーツ3 注3)	2		2	④キャリア教育科目は、必修科目4単位以上修得しなければならない。		
		文化・芸術理解	文学	2	2			
			音楽学	2				2
			舞台芸術	2				2
			映像文化	2	2			
			世界の美術	2			2	
			博物館学	2			2	
		社会理解	法学	2			2	
			政治と経済	2	2			
			社会学	2			2	
			社会思想	2		2		
			近現代日本史	2		2		
			情報学	2		2		
			日本国憲法	2		2		
			世界理解	文化人類学	2	2		
				近現代世界史	2		2	
				世界の文化と地域社会	2		2	
		海外文化演習Ⅰ 注4)		2		2		
		海外文化演習Ⅱ 注4)		2		2		
		国際体験演習Ⅰ 注4)		2		2		
		国際体験演習Ⅱ 注4)		2		2		
		国際体験演習COIL 注4)		2		2		
		地理学		2		2		
		国際関係学		2	2			
		安全保障論	2		2			
		現代の探求	日本社会の抱える諸問題	2		2		
			国際社会の抱える諸問題	2		2		
			現代社会とデータサイエンス	2		2		
			生活と環境	2		2		
			科学技術と人間	2		2		
			先端科学の世界	2		2		
			現代社会とジェンダー	2		2		
			生命と倫理	2		2		
		キャリア教育科目	スタートアップ・インターンシップ 注5)	1		1		
			セルフディベロップメント認定Ⅰ 注6)	1		1		
セルフディベロップメント認定Ⅱ 注6)	2			2				
キャリアデザイン入門	2		2					
インターンシップ演習Ⅰ 注5)	1			1				
キャリアデザイン	2		2					
インターンシップ演習Ⅱ 注5)	1			1				
業界研究	2			2				
就職実践演習	2			2				
計			148	32	116			

注3) 「スポーツ3」は半期の授業と集中授業からなる。

注4) 夏季・春季の集中科目、本学指定のプログラムに限る。

注5) 「スタートアップ・インターンシップ」「インターンシップ演習Ⅰ」「インターンシップ演習Ⅱ」は集中科目。本学が認めた派遣先に限る。

注6) 「セルフディベロップメント認定Ⅰ」「セルフディベロップメント認定Ⅱ」は単位認定科目。

b) 専門教育科目 (グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科)

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
グローバル・コミュニケーション学科	専門基礎科目	言語・コミュニケーション入門	2	2		専門教育科目は、以下の要件を満たしたうえで合計74単位以上を修得しなければならない。
		国際交流文化入門	2	2		
		国際共創入門	2	2		
		メディア・クリエイティブコミュニケーション入門	2	2		
		Understanding the World	2		2	
		Issues in Globalization	2		2	
		Topics in Globalization	2		2	
	専門基礎科目	対人コミュニケーション論	2		2	①専門基礎科目は、必修科目8単位以上を修得しなければならない。
		音声学	2		2	
		異文化間コミュニケーション	2		2	
		日本語教育法入門	2		2	
		AIの活用と文化創生	2		2	
		メディア・コミュニケーション論	2		2	
		イノベーション研究	2		2	
		比較文化論	2		2	
		国際関係と文化交流	2		2	
		社会言語論	2		2	
		アートコンテンツ制作	2		2	
		世界の地誌	2		2	
		グローバル・キャリア	2		2	
		文化創生論	2		2	
		グローバル地域文化研究 I	2		2	
		グローバル・ガバナンス	2		2	
		グローバル協力論	2		2	
		物語表現論	2		2	
		マスメディア論	2		2	
		国際観光文化論	2		2	
		職場文化と表現	2		2	
		組織のコミュニケーション	2		2	
		ことばの認知研究	2		2	
		世界の言語と日本語	2		2	
		メディア・コンテンツ論	2		2	
		世界のイノベーション	2		2	
		観光文化と表現	2		2	
		欧米文化研究	2		2	
		市民の哲学	2		2	
		グローバル地域文化研究 II	2		2	
		世界の中の日本	2		2	
		スピーチからみる現代世界	2		2	
		国際協力と平和構築	2		2	
	多文化世界論	2		2		
	国際交流論	2		2		
	ポピュラーカルチャー論	2		2		
	グローバル地域文化研究 III	2		2		
	専門展開科目	パブリック・コミュニケーション	2		2	②専門基礎科目は、コースに応じた選択必修科目を8単位以上を修得しなければならない。 ③専門展開科目は、コースに応じた選択必修科目を8単位以上を修得しなければならない。 ④専門ゼミ科目は、必修27単位を修得しなければならない。
		第二言語の習得と学習	2		2	
		物語分析学	2		2	
現代表現文化		2		2		
ナラティブからみる世界		2		2		
映像文芸研究		2		2		
ジャーナリズムと表現		2		2		
アートサイエンス		2		2		
共創イノベーション特別講義		2		2		
エアラインと観光業界の英語		2		2		
文化政策特別講義 (韓流・日本)		2		2		
地域文化交流特別講義 (日本文化・江戸東京学)		2		2		
共創エンターテイメント特別講義		2		2		
スポーツ文化と世界		2		2		
グローバル市民論		2		2		
企業活動と環境		2		2		
国際交流戦略		2		2		
グローバルPBL1 注7)		2		2		
グローバルPBL2 注7)		2		2		
グローバルPBL3 注7)		2		2		
日本語研究1	2		2			
日本語研究2	2		2			
日本語教育法1	2		2			
日本語教育法2	2		2			
日本語教育実習	2		2			
日本語教育実践演習	2		2			

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件	
グローバル・コミュニケーション学科	専門教育科目	専門ゼミ科目					
		ゼミナールⅠ	1	1			
		ゼミナールⅡA	2	2			
		ゼミナールⅡB	2	2			
		ゼミナールⅢA	2	2			
		ゼミナールⅢB	2	2			
		ゼミナールⅣA	2	2			
		ゼミナールⅣB	2	2			
		共創PBLⅠ	2	2			
		共創PBLⅡ	2	2			
		共創PBLⅡ	2	2			
		共創PBLⅢ	2	2			
		共創PBLⅢ	2	2			
		卒業論文・卒業制作	4	4			
		計		167	35	132	
		合計		315	67	248	

注7) 「グローバルPBL1」「グローバルPBL2」は夏季・春季の集中科目。

※卒業に必要な単位数は124単位以上であり、GPA (Grade Point Average) が2.0以上なければならない。

c) 基本教育科目 (人間科学部 人間科学科)

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
人間科学科	教養演習科目	教養基礎演習A	1	1		教養演習科目は必修科目2単位を修得しなければならない。
		教養基礎演習B	1	1		
	英語表現科目	College English I-1A	1	1		表現伝達科目は、必修科目11単位を含め、合計14単位以上を修得しなければならない。
		College English I-1B	1	1		
		College English I-2A	1	1		
		College English I-2B	1	1		
		College English I-3A	1	1		
		College English I-3B	1	1		
		College English II-1A	1	1		
		College English II-1B	1	1		
	初習外国語科目	フランス語A	1		1	なお、表現伝達科目の各科目区分の要件を満たしたうえで14単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
		フランス語B	1		1	
		中国語A	1		1	
		中国語B	1		1	
		ハンガールA	1		1	
		ハンガールB	1		1	
		スペイン語A	1		1	
		スペイン語B	1		1	
		日本語A 注1)	1		1	
		日本語B 注1)	1		1	
		フランス語会話	1		1	
		中国語会話	1		1	
	ハンガール会話	1		1		
	スペイン語会話	1		1		
	日本語表現科目	日本語表現法	1	1		
		日本語表現技法	1		1	
		論文作成基礎	1		1	
	情報処理科目	情報処理基礎A	1	1		
		情報処理基礎B	1	1		
		情報処理応用A	1		1	
情報処理応用B		1		1		
データ・プレゼンテーション技法		1		1		
メディア・コンテンツ制作技法		1		1		
データ・サイエンス技法		1		1		
統計分析技法	1		1			

注 1) 「日本語A」「日本語B」の履修対象者は、留学生・帰国学生に限る。

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件		
人間科学科	基本教育科目	人間理解	哲学	2		2	教養基礎科目は、区分に関わらず18単位以上を修得しなければならない。	
			心理学	2		2		
			宗教学	2		2		
			保健学	2		2		
			スポーツ1	1		1		
			スポーツ2	1		1		
		スポーツ3 注2)	2		2			
		文化・芸術理解	文学	2		2		なお、教養基礎科目18単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
			音楽学	2		2		
			舞台芸術	2		2		
			映像文化	2		2		
			世界の美術	2		2		
			博物館学	2		2		
		社会理解	法学	2		2		
			政治と経済	2		2		
			社会学	2		2		
			社会思想	2		2		
			近現代日本史	2		2		
			情報学	2		2		
		世界理解	日本国憲法	2		2		
			文化人類学	2		2		
			近現代世界史	2		2		
			世界の文化と地域社会	2		2		
			海外文化演習Ⅰ 注3)	2		2		
			海外文化演習Ⅱ 注3)	2		2		
			国際体験演習Ⅰ 注3)	2		2		
			国際体験演習Ⅱ 注3)	2		2		
			国際体験演習COIL 注3)	2		2		
			地理学	2		2		
		現代の探求	国際関係学	2		2		
			安全保障論	2		2		
			日本社会の抱える諸問題	2		2		
			国際社会の抱える諸問題	2		2		
			現代社会とデータサイエンス	2		2		
			生活と環境	2		2		
		キャリア教育科目	科学技術と人間	2		2	キャリア教育科目は、必修科目2科目4単位を含め、4単位以上を修得しなければならない。なお、選択科目より修得した単位は自由選択科目の単位に含まれる。	
			先端科学の世界	2		2		
			現代社会とジェンダー	2		2		
			生命と倫理	2		2		
			自彊不息論 注4)	1		1		
フレッシュキャリア体験講座	1			1				
インターンシップⅠ 注5)	1			1				
セルフディベロップメント認定Ⅰ 注6)	1			1				
セルフディベロップメント認定Ⅱ 注6)	2			2				
キャリアデザイン入門	2		2					
インターンシップⅡ 注5)	1		1					
キャリアデザイン	2	2						
業界研究	2		2					
就職実践演習	2		2					
	計	126	17	109				

注2) 「スポーツ3」は半期の授業と集中授業からなる。

注3) 夏季・春季の集中科目、本学指定のプログラムに限る。

注4) 「自彊不息論」は集中科目。

注5) 「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は集中科目。本学が認めた派遣先に限る。

注6) 「セルフディベロップメント認定Ⅰ」「セルフディベロップメント認定Ⅱ」は単位認定科目。

d) 専門教育科目 (人間科学部 人間科学科)

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件	
人間科学科	専門基礎科目	心理学概論	2		2	専門教育科目は、以下の要件を満たしたうえ合計74単位以上を修得しなければならない。 なお、専門教育科目の各科目区分の要件を満たしたうえ74単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。	
		基礎心理学	2		2		
		コミュニケーション心理学	2		2		
		恋愛心理学	2		2		
		スポーツ健康概論	2		2		
		スポーツ文化	2		2		
		人間学	2		2		
		東京学	2		2		
		犯罪学入門	2		2		
		現代社会論	2		2		
		人間科学基礎演習A	2	2			
		人間科学基礎演習B	2	2			
		心理学研究法	2		2		
		心理演習	2		2		
		心理学実験	2		2		
		臨床心理学概論	2		2		
		心理学統計法	2		2		
		健康管理学	2		2		
		スポーツ生理学	2		2		
		社会問題入門	2		2		
		地域コミュニティ論入門	2		2		
	専門教育科目	専門基礎科目	知覚・認知心理学	2		2	①専門基礎科目は、必修科目「人間科学基礎演習A」「人間科学基礎演習B」を含め、12単位以上を修得しなければならない。 ②3・4年次において専門ゼミ科目3科目12単位を修得しなければならない。
			感情・人格心理学	2		2	
			発達心理学	2		2	
			心理学的支援法	2		2	
			子ども学	2		2	
			保育の心理学	2		2	
			子ども家庭福祉	2		2	
			社会・集団心理学 (社会・集団・家族心理学)	2		2	
			家族心理学 (社会・集団・家族心理学)	2		2	
			スポーツ心理学	2		2	
			スポーツバイオメカニクス	2		2	
		トレーニング科学	2		2		
		スポーツ医学 注7)	2		2		
		スポーツマネジメント	2		2		
		リサーチ入門	2		2		
		専門基礎科目	きずなとつながりの社会学	2		2	
			家族社会学	2		2	
			地域文化論	2		2	
			地域共生社会論	2		2	
			東京の観光	2		2	
			地域ではたらく	2		2	
			生涯学習概論A	2		2	
			生涯学習概論B	2		2	
			恋愛の哲学	2		2	
			学習・言語心理学	2		2	
			神経・生理心理学	2		2	
			産業・組織心理学	2		2	
			心理検査演習	2		2	
			福祉心理学	2		2	
			障害者・障害児心理学	2		2	
			教育・学校心理学	2		2	
運動・スポーツ指導論	2			2			
栄養学	2			2			
スポーツカウンセリング	2			2			
スポーツマーケティング	2			2			
人間の構造と機能及び疾病	2		2				
人間社会演習	2		2				
社会教育経営論A	2		2				
社会教育経営論B	2		2				
犯罪対策論	2		2				
社会福祉学	2		2				
関係行政論	2		2				

注7) 「スポーツ医学」は、冬季の集中科目。

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件		
人間 科学 学科	専 門 教 育 科 目	健康・医療心理学	2		2			
		子どもの保健	2		2			
		保育の表現技術	2		2			
		ピアカウンセリング	2		2			
		コーチング論	2		2			
		体カトレーニング実習	1		1			
		テニスの指導理論	2		2			
		水泳 注8)	1		1			
		ウォーキング・ジョギング	1		1			
		地域課題解決論	2		2			
		まちづくり論	2		2			
		環境問題入門	2		2			
		東京のサブカルチャー	2		2			
		人間科学総合講座 注9)	2		2			
		臨床心理学論文1(基礎)	2		2			
		臨床心理学論文2(応用)	2		2			
		精神疾患とその治療	2		2			
		公認心理師の職責	2		2			
		心理的アセスメント	2		2			
		司法・犯罪心理学	2		2			
		保育体験	2		2			
		日本文化と心的世界	2		2			
		運動・スポーツ指導の実践	2		2			
		レクリエーションの理論と実践	2		2			
		エアロビックダンス	2		2			
		社会体育理論と実践	1		1			
		被害者学	2		2			
		NPO論	2		2			
		地域環境論	2		2			
		世界の地域文化	2		2			
		生涯学習支援論A	2		2			
		生涯学習支援論B	2		2			
		心理実習	2		2			
		専門ゼミ 科目	専門応用演習	4	4			
			卒業研究演習	4	4			
			卒業論文	4	4			
			自由 選 択 科 目	基本教育科目の各区分の要件を満たしたうえでの余剰科目、 専門教育科目の各区分の要件を満たしたうえでの余剰科目、 他学部履修科目を総称する。 具体的には、以下が自由選択科目の単位に該当する。 ● 表現伝達科目の各科目区分の要件を満たしたうえで 14単位を超えて修得した単位 ● 教養基礎科目 18 単位を超えて修得した単位 ● キャリア教育科目で 選択科目より修得した単位 ● 専門教育科目のうち各区分の要件を満たしたうえで 74 単位を超えて修得した単位 ● 他学部履修で修得した単位 ● 放送大学履修で修得した単位				自由選択科目は、左記の単位が該当し、合計12単位以上を修得しなければならない。
	計			200	16		184	
	合計			326	33		293	

注8) 「水泳」は、夏季の集中科目。

注9) 「人間科学総合講座」は、春季の集中科目。

※卒業に必要な単位数は124単位以上であり、GPA (Grade Point Average)が2.0以上なければならない。

e) 基本教育科目 (現代経営学部 現代経営学科)

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
現代経営学科	教養演習科目	教養基礎演習A	1	1		教養演習科目は必修科目2単位を修得しなければならない。
		教養基礎演習B	1	1		
	英語表現科目	GENKEI English Presentation A	1	1		表現伝達科目は、必修科目9単位を含め、合計12単位以上を修得しなければならない。
		GENKEI English Presentation B	1	1		
		GENKEI English PBL A	1	1		
		GENKEI English PBL B	1	1		
		GENKEI Business English A	1	1		
		GENKEI Business English B	1	1		
	初習外国語科目	フランス語A	1		1	なお、表現伝達科目の各科目区分の要件を満たしたうえで12単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
		フランス語B	1		1	
		中国語A	1		1	
		中国語B	1		1	
		ハンブルA	1		1	
		ハンブルB	1		1	
		スペイン語A	1		1	
		スペイン語B	1		1	
		日本語A 注1)	1		1	
		日本語B 注1)	1		1	
		フランス語会話	1		1	
		中国語会話	1		1	
	ハンブル会話	1		1		
	スペイン語会話	1		1		
	日本語表現科目	日本語表現法	1	1		
		日本語表現技法	1		1	
	情報処理科目	論文作成基礎	1		1	
		情報処理基礎A	1	1		
		情報処理基礎B	1	1		
情報処理応用A		1		1		
情報処理応用B		1		1		
データ・プレゼンテーション技法		1		1		
メディア・コンテンツ制作技法		1		1		
データ・サイエンス技法		1		1		
統計分析技法		1		1		
			1		1	

注1) 「日本語A」「日本語B」の履修対象者は、留学生・帰国学生に限る。

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
現代経営学科	人間理解	哲学	2		2	教養基礎科目は、区分に関わらず14単位以上を修得しなければならない。
		心理学	2		2	
		宗教学	2		2	
		保健学	2		2	
		スポーツ1	1		1	
		スポーツ2	1		1	
	文化・芸術理解	スポーツ3 注2)	2		2	なお、教養基礎科目14単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。
		文学	2		2	
		音楽学	2		2	
		舞台芸術	2		2	
		映像文化	2		2	
		世界の美術	2		2	
		博物館学	2		2	
		法学	2		2	
		政治と経済	2		2	
		社会学	2		2	
	社会理解	社会思想	2		2	
		近現代日本史	2		2	
		情報学	2		2	
		日本国憲法	2		2	
		文化人類学	2		2	
		近現代世界史	2		2	
		世界の文化と地域社会	2		2	
		海外文化演習I 注3)	2		2	
		海外文化演習II 注3)	2		2	
		国際体験演習I 注3)	2		2	
	世界理解	国際体験演習II 注3)	2		2	
		国際体験演習COIL 注3)	2		2	
		地理学	2		2	
		国際関係学	2		2	
		安全保障論	2		2	
		日本社会の抱える諸問題	2		2	
		国際社会の抱える諸問題	2		2	
		現代社会とデータサイエンス	2		2	
		生活と環境	2		2	
		科学技術と人間	2		2	
	現代の探求	先端科学の世界	2		2	
		現代社会とジェンダー	2		2	
		生命と倫理	2		2	
		自彊不息論 注4)	1		1	キャリア教育科目は、必修科目2科目4単位を含め、4単位以上を修得しなければならない。なお、選択科目より修得した単位は自由選択科目の単位に含まれる。
フレッシュキャリア体験講座		1		1		
インターンシップ1 注5)		1		1		
セルフディベロップメント認定I 注6)		1		1		
セルフディベロップメント認定II 注6)		2		2		
キャリアデザイン入門		2	2			
インターンシップ2 注5)		1		1		
キャリアデザイン	2	2				
業界研究	2		2			
就職実践演習	2		2			
計		124	15	109		

注2) 「スポーツ3」は半期の授業と集中授業からなる。

注3) 夏季・春季の集中科目、本学指定のプログラムに限る。

注4) 「自彊不息論」は集中科目。

注5) 「インターンシップ1」「インターンシップ2」は集中科目。本学が認めた派遣先に限る。

注6) 「セルフディベロップメント認定I」「セルフディベロップメント認定II」は単位認定科目。

f) 専門教育科目 (現代経営学部 現代経営学科)

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件
現代経営学科	専門基礎科目	経営入門	2	2		専門教育科目は、以下の要件を満たしたうえで合計76単位以上を修得しなければならない。
		マーケティング入門	2	2		
		経済入門	2	2		
		ビジネスの見方	2	2		
	専門基幹科目	モチベーション論	2		2	<p>なお、専門教育科目の各科目区分の要件を満たしたうえで76単位を超えて修得した単位については、自由選択科目の単位に含まれる。</p> <p>①専門基礎科目は、4科目8単位を修得しなければならない。</p> <p>②専門基幹科目は「Management Topics」「Economics Topics」「Marketing Topics」から1科目2単位を含め、合計24単位以上を修得しなければならない。また、2年次で所属コースの推奨科目(別表1参照)の単位を修得することが望ましい。</p> <p>③専門展開科目は、所属コース別に指定された科目群の選択科目5科目10単位以上を含め、合計30単位以上を修得しなければならない(別表2参照)。</p> <p>④専門演習科目は、5科目14単位を修得しなければならない。</p>
		消費者心理入門	2		2	
		会計入門	2		2	
		簿記入門	2		2	
		経済の見方	2		2	
		政治学入門	2		2	
		統計入門	2		2	
		経営管理	2		2	
		リーダーシップ論	2		2	
		経営戦略	2		2	
		経営情報論	2		2	
		マーケティング戦略	2		2	
		流通論	2		2	
		リサーチの基礎	2		2	
		サービス論	2		2	
		財務会計	2		2	
		金融入門	2		2	
		簿記	2		2	
		アントレプレナーシップ	2		2	
		デザイン思考	2		2	
		企画・プレゼンテーション	2		2	
		ミクロ経済	2		2	
		マクロ経済	2		2	
		日本経済	2		2	
		国際経済	2		2	
		経済活動と法	2		2	
		統計学	2		2	
		情報処理検定 I	2		2	
		情報処理検定 II	2		2	
		ビジネス能力検定	2		2	
		スペシャリスト特論1	2		2	
		スペシャリスト特論2	2		2	
	スペシャリスト特論3	2		2		
	スペシャリスト特論4	2		2		
	スペシャリスト特論5	2		2		
	選択必修科目	Management Topics	2		2	
		Economics Topics	2		2	
		Marketing Topics	2		2	
	専門展開科目	組織行動論	2		2	
		人的資源管理論	2		2	
		トップマネジメント特別講義	2		2	
		コンプライアンス経営	2		2	
		国際経営論	2		2	
		管理会計	2		2	
		企業の経済学	2		2	
		イノベーションマネジメント	2		2	
		デザインマネジメント	2		2	
		中小企業論	2		2	
商品開発		2		2		
マーケティングリサーチ		2		2		
ベンチャービジネス I		2		2		
ベンチャービジネス II		2		2		
事業承継概論		2		2		
ファミリービジネス		2		2		
サービスマーケティング		2		2		
コーポレートファイナンス		2		2		
リスクマネジメント		2		2		
金融論		2		2		
財政学		2		2		
財務諸表分析		2		2		
資産運用		2		2		
消費者行動論		2		2		
労働経済		2		2		
経済政策		2		2		
戦略思想概論		2		2		
広告とマーケティングコミュニケーション		2		2		
ブランド論		2		2		
現代メディア論		2		2		
プロジェクトマネジメント		2		2		
デジタル・マーケティング		2		2		
スポーツビジネス	2		2			
流通ビジネス	2		2			
サービスビジネス特別講義	2		2			
国際ビジネス環境	2		2			
金融ビジネス	2		2			
データ分析	2		2			
産業組織論	2		2			

学科	区分	授業科目	単位数	必修	選択	卒業要件		
現代経営学	専門教育科目	GENKEI PBL Overseas	2		2	自由選択科目は、左記の単位が該当し、合計 16 単位以上を修得しなければならない。		
		ビジネスケース研究Ⅰ（経営）	2		2			
		ビジネスケース研究Ⅱ（経営）	2		2			
		ビジネスケース研究Ⅲ（経済）	2		2			
		ビジネスケース研究Ⅳ（マーケティング）	2		2			
		ビジネスケース研究Ⅴ（マーケティング）	2		2			
		ビジネスケース研究Ⅵ（英語）	2		2			
		ビジネスケース研究Ⅶ（英語）	2		2			
		現代経営特別講義1	2		2			
		現代経営特別講義2	2		2			
		現代経営特別講義3	2		2			
		卒業論文	4		4			
		専門演習科目	ビジネスマナー	2	2			
	専門基礎演習Ⅰ		2	2				
	専門基礎演習Ⅱ		2	2				
	専門応用演習		4	4				
	卒業研究演習		4	4				
	自由選択科目	基本教育科目の各区分の要件を満たしたうえでの余剰科目、専門教育科目の各区分の要件を満たしたうえでの余剰科目、他学部履修科目を総称する。 具体的には、以下が自由選択科目の単位に該当する。 ● 表現伝達科目の各科目区分の要件を満たしたうえで 12 単位を超えて修得した単位 ● 教養基礎科目 14 単位を超えて修得した単位 ● キャリア教育科目で 選択科目より修得した単位 ● 専門教育科目のうち各区分の要件を満たしたうえで76単位を超えて修得した単位 ● 他学部履修で修得した単位 ● 放送大学等の履修で修得した単位						
	計			202	22		180	
	合計			326	37		289	

別表 2. 検定料、入学金、授業料、その他

イ、検定料	30,000円
ロ、入学金	300,000円
ハ、授業料	900,000円
ニ、維持費	100,000円
ホ、施設設備費	100,000円

学校法人東洋学園の設置する学校を卒業した者、又はその課程を修了した者の学納金は別に定める。
所定の修業年限を超えて在学する者の学納金は別に定める。
この別表に規定するもののほか、検定料、入学金、授業料その他の納付金の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。